

令和 4 年 第 2 回
市 議 会 定 例 会 資 料

そ の 2

目 次

議案第 4 6 号関係	-----	1
議案第 4 8 号関係	-----	5
議案第 4 9 号関係	-----	1 3
報告第 1 3 号関係	-----	1 7
報告第 1 4 号関係	-----	1 8

令和4年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第5号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
1	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 財産管理費	50,152	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	庁舎維持管理経費 (資産経営課)						50,152
2	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 支所及び出張所費	360	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	支所維持管理経費 (小出支所)						360
3	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	5,939	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	美術館管理運営事業経費 (文化生涯学習課)						5,939
4	(款) 総務費 (項) 総務管理費 (目) 文化行政費	2,577	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	ネスパ茅ヶ崎ビル維持管理経費 (文化生涯学習課)						2,577
5	(款) 民生費 (項) 社会福祉費 (目) 障がい者福祉費	3	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	障がい者福祉管理経費 (障がい福祉課)						3
6	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童保育費	201,450	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	新型コロナウイルス感染症対策事業費 (子育て支援課)		201,450				
7	(款) 民生費 (項) 児童福祉費 (目) 児童福祉施設費	1,067	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	保育園施設維持管理経費 (保育課)						1,067

令和4年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第5号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
	国庫支出金		県支出金	地方債	その他	一般財源	
8	(款) 衛生費 (項) 保健衛生費 (目) 環境衛生費 斎場施設管理運営経費 (小出支所)	4,976					4,976
	原油価格の高騰を受けた契約先の小売電気事業者の破産に伴う最終保障としての割高な電力調達を見直すとともに、気候非常事態宣言に掲げるゼロカーボンシティの実現に向け、再生可能エネルギーを導入することに伴い、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年6月9日)						
9	(款) 衛生費 (項) 清掃費 (目) じんかい処理費 環境事業センター管理経費 (環境事業センター)	2,294					2,294
	原油価格の高騰を受けた契約先の小売電気事業者の破産に伴う最終保障としての割高な電力調達を見直すとともに、気候非常事態宣言に掲げるゼロカーボンシティの実現に向け、再生可能エネルギーを導入することに伴い、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年6月9日)						
10	(款) 商工費 (項) 商工費 (目) 商工振興費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (産業振興課)	555,500	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	555,500						
11	(款) 土木費 (項) 都市計画費 (目) 都市計画総務費 公共下水道事業会計負担金 (下水道河川総務課)	19,644					19,644
	公共下水道事業会計において、契約先の小売電気事業者の破産に伴う最終保障としての割高な電力調達を見直すとともに、ゼロカーボンシティの実現に向け、再生可能エネルギーを導入することによるポンプ場等7施設の動力費の増額に伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年6月9日)						
12	(款) 教育費 (項) 小学校費 (目) 学校管理費 一般管理経費 (教育総務課)	110,569	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
						110,569	
13	(款) 教育費 (項) 中学校費 (目) 学校管理費 一般管理経費 (教育総務課)	52,494					52,494
	原油価格の高騰を受けた契約先の小売電気事業者の破産に伴う最終保障としての割高な電力調達を見直すとともに、気候非常事態宣言に掲げるゼロカーボンシティの実現に向け、再生可能エネルギーを導入することに伴い、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年6月9日)						
14	(款) 教育費 (項) 学校給食費 (目) 学校給食管理費 新型コロナウイルス感染症対策事業費 (学務課)	63,813	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
	63,813						
			コロナ禍における物価高騰等の影響により食材調達コストが上昇している学校給食について、これまで同様の質や栄養バランスを維持していくための食材購入費相当額を各小学校の私会計に補助することに伴い、負担金補助及び交付金を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年6月9日)				

令和4年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第5号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
15	(款)教育費(項)社会教育費 (目)文化財保護費	25,070					25,070
	(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館整備事業費 (社会教育課)		(仮称)茅ヶ崎市歴史文化交流館における博物館活動の運営方針等を審議する協議会の設置のほか、パンフレット等の作成や駐車場の安全管理等の開館に向けた準備に伴い、報酬、共済費、費用弁償、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、委託料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年6月9日)				
16	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	123					123
	施設維持管理経費 (鶴嶺公民館)		原油価格の高騰を受けた契約先の小売電気事業者の破産に伴う最終保障としての割高な電力調達を見直すとともに、気候非常事態宣言に掲げるゼロカーボンシティの実現に向け、再生可能エネルギーを導入することに伴い、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年6月9日)				
17	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	966					966
	施設維持管理経費 (松林公民館)		原油価格の高騰を受けた契約先の小売電気事業者の破産に伴う最終保障としての割高な電力調達を見直すとともに、気候非常事態宣言に掲げるゼロカーボンシティの実現に向け、再生可能エネルギーを導入することに伴い、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年6月9日)				
18	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	1,171					1,171
	施設維持管理経費 (南湖公民館)		原油価格の高騰を受けた契約先の小売電気事業者の破産に伴う最終保障としての割高な電力調達を見直すとともに、気候非常事態宣言に掲げるゼロカーボンシティの実現に向け、再生可能エネルギーを導入することに伴い、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年6月9日)				
19	(款)教育費(項)社会教育費 (目)公民館費	1,803					1,803
	施設維持管理経費 (香川公民館)		原油価格の高騰を受けた契約先の小売電気事業者の破産に伴う最終保障としての割高な電力調達を見直すとともに、気候非常事態宣言に掲げるゼロカーボンシティの実現に向け、再生可能エネルギーを導入することに伴い、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年6月9日)				
20	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年施設費	2,132					2,132
	青少年会館管理経費 (青少年会館)		原油価格の高騰を受けた契約先の小売電気事業者の破産に伴う最終保障としての割高な電力調達を見直すとともに、気候非常事態宣言に掲げるゼロカーボンシティの実現に向け、再生可能エネルギーを導入することに伴い、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年6月9日)				
21	(款)教育費(項)社会教育費 (目)青少年施設費	2,865					2,865
	茅ヶ崎公園体験学習センター管理運営経費 (体験学習センター)		原油価格の高騰を受けた契約先の小売電気事業者の破産に伴う最終保障としての割高な電力調達を見直すとともに、気候非常事態宣言に掲げるゼロカーボンシティの実現に向け、再生可能エネルギーを導入することに伴い、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年6月9日)				

令和4年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(令和4年度 補正第5号)
(歳出)

(単位:千円)

項番	(款 項 目) (事 業 名) (主 管 課)	補 正 額	説 明				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
22	(款)教育費(項)社会教育費 (目)図書館費	2,857					2,857
	管理運営経費 (図書館)		原油価格の高騰を受けた契約先の小売電気事業者の破産に伴う最終保障としての割高な電力調達を見直すとともに、気候非常事態宣言に掲げるゼロカーボンシティの実現に向け、再生可能エネルギーを導入することに伴い、光熱水費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和4年6月9日)				

茅ヶ崎市博物館条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎市博物館を設置し、地域の歴史、民俗、自然等に関する資料を収集し、保管し、及び展示して市民の利用に供すること等により、地域の教育、学術及び文化の振興に寄与するため提案する。

2 根拠法規

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項、第203条の2第5項、第228条第1項及び第244条の2第1項
- (2) 博物館法（昭和26年法律第285号）第18条及び第22条

3 条例の概要

- (1) 茅ヶ崎市博物館（以下「博物館」という。）を茅ヶ崎市堤3786番地1に設置することとした。（第2条関係）
- (2) 博物館の休館日及び開館時間は、教育委員会規則で定めることとした。（第3条関係）
- (3) 博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「博物館資料」という。）について、特別利用をしようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならないこと等とした。（第4条関係）
- (4) 特別利用の承認を受けた者（以下「特別利用者」という。）は、特別利用の承認を受けた内容の変更をしようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならないこととした。（第5条関係）
- (5) 教育委員会は、博物館資料の保全上支障があると認められるときは、特別利用の承認を取り消すこと等ができることとした。（第6条関係）
- (6) 特別の企画により展示する資料を観覧しようとする者は、観覧料を納付しなければならないこと等とした。（第7条関係）
- (7) 教育委員会は、児童等の引率者が教育課程に基づく教育活動のために観覧するときは、観覧料の額の全額を免除することができること等とした。（第8条関係）
- (8) 既納の観覧料は、教育委員会が特別の理由があると認めるときを除き還付しないこととした。（第9条関係）
- (9) 特別利用者は、特別利用の承認を受けた目的以外の目的で博物館資料の特別利用をしてはならないこと等とした。（第10条関係）
- (10) 入館者は、博物館内において、物品の販売等をしてはならないこと等とした。（第11条関係）

- (11) 特別利用者は、博物館に特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならないこととした。(第 1 2 条関係)
- (12) 特別利用者は、博物館資料の特別利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならないこと等とした。(第 1 3 条関係)
- (13) 入館者及び特別利用者は、博物館資料又は博物館の施設、附属設備若しくは備付けの器具を損傷したときは、その損害を賠償しなければならないこと等とした。(第 1 4 条関係)
- (14) 教育委員会は、入館者が他の入館者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるときは、入館を拒むことができること等とした。(第 1 5 条関係)
- (15) 博物館に茅ヶ崎市博物館協議会を置くこと等とした。(第 1 6 条関係)
- (16) この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとした。(第 1 7 条関係)
- (17) 茅ヶ崎市博物館協議会の委員の報酬の額を定めること等とした。(附則第 2 項関係)
- (18) この条例は、令和 4 年 7 月 3 0 日から施行することとした。

茅ヶ崎市博物館条例附則において改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第 1 (第 1 条関係)			(茅ヶ崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正) 別表第 1 (第 1 条関係)		
区分	単位	報酬額	区分	単位	報酬額
略	略	略	略	略	略
<u>図書館協議会委員</u>	<u>日額</u>	<u>10,000円</u>	<u>公民館運営審議会委員</u>	<u>日額</u>	<u>10,000円</u>
<u>博物館協議会委員</u>	<u>日額</u>	<u>10,000円</u>	<u>図書館協議会委員</u>	<u>日額</u>	<u>10,000円</u>
<u>公民館運営審議会委員</u>	<u>日額</u>	<u>10,000円</u>			
略	略	略	略	略	略
備考 略			備考 略		

○地方自治法

第三百三十八条の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

② 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

③ 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第二百三条の二 普通地方公共団体は、その委員会の非常勤の委員、非常勤の監査委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、監査専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員及び地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

② 前項の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

③ 第一項の者は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる。

④ 普通地方公共団体は、条例で、第一項の者のうち地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に掲げる職員に対し、期末手当を支給することができる。

⑤ 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。（分担金等に関する規制及び罰則）

第二百二十八条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2 分担金、使用料、加入金及び手数料の徴収に関しては、次項に定めるものを除くほか、条例で五万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

3 詐欺その他不正の行為により、分担金、使用料、加入金又は手数料の徴収を免れた者については、条例でその徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する規定を設けることができる。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、

当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○博物館法（博物館法の一部を改正する法律（令和4年法律第24号）の規定による改正前のもの）

（設置）

第十八条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

（博物館協議会）

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

（入館料等）

第二十三条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

○博物館法施行規則

第十八条 法第二十二条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

茅ヶ崎市博物館条例施行規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市博物館の設置に伴い、茅ヶ崎市博物館条例の施行に関し必要な事項を定めるため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市博物館条例（令和4年茅ヶ崎市条例第 号）第3条、第4条、第17条

3 規則の概要

- (1) 茅ヶ崎市博物館（以下「博物館」という。）の休館日は、月曜日及び年末年始等とすること等とした。（第2条関係）
- (2) 博物館の開館時間は、午前9時から午後7時までとすること等とした。（第3条関係）
- (3) 茅ヶ崎市博物館条例第4条第1項に規定する教育委員会規則で定める資料は、当該資料を撮影し、又は模写することについて、寄託者、著作権者等の承諾を得ていない資料とすること等とした。（第4条関係）
- (4) 博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（以下「博物館資料」という。）について特別利用の承認を受けようとする者は、茅ヶ崎市博物館特別利用申請書により教育委員会に申請しなければならないこと等とした。（第5条関係）
- (5) 特別利用の承認を受けた者（以下「特別利用者」という。）は、特別利用を取りやめようとするときは、茅ヶ崎市博物館特別利用取りやめ届に茅ヶ崎市博物館特別利用決定書（以下「特別利用決定書」という。）を添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならないこととした。（第6条関係）
- (6) 特別利用者は、特別利用の承認を受けた内容を変更しようとするときは、茅ヶ崎市博物館特別利用変更申請書に特別利用決定書を添えて教育委員会に申請しなければならないこと等とした。（第7条関係）
- (7) 教育委員会は、特別利用の承認の取消し等をするときは、遅滞なくその旨及びその理由を特別利用者に通知しなければならないこと等とした。（第8条関係）
- (8) 教育委員会は、観覧料の納付があったときは、観覧券を交付することとした。（第9条関係）
- (9) 観覧券の交付を受けた者は、博物館が特別の企画により展示する資料を観覧する際に観覧券を提示しなければならないこととした。（第10条関係）
- (10) 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、博物館が特別の企画により展示する資料の観覧について招待券、優待券及び前売券を発行することができることとし

た。(第11条関係)

- (11) 観覧料の減免を受けようとする者は、茅ヶ崎市博物館観覧料減免申請書により教育委員会に申請しなければならないこと等とした。(第12条関係)
- (12) 観覧料の還付を受けようとする者は、茅ヶ崎市博物館観覧料還付申請書に観覧券を添えて教育委員会に申請しなければならないこと等とした。(第13条関係)
- (13) 特別利用者は、特別の設備の設置等の承認を受けようとするときは、茅ヶ崎市博物館特別の設備等申請書に特別の設備又は備付けの器具以外の器具に係る仕様書等を添えて教育委員会に申請しなければならないこと等とした。(第14条関係)
- (14) 特別利用者は、教育委員会が指定する日までに関係職員と特別利用の方法その他必要な事項について打合せをしなければならないこと等とした。(第15条関係)
- (15) 入館者及び特別利用者の遵守事項を定めることとした。(第16条関係)
- (16) 博物館資料の館外貸出しを受けようとする者は、茅ヶ崎市博物館博物館資料貸出申請書により教育委員会に申請し、その承認を受けなければならないこととした。(第17条関係)
- (17) 特別利用者は、博物館資料等を原状に回復したときは、直ちにその旨を関係職員に報告し、その確認を受けなければならないこととした。(第18条関係)
- (18) 入館者は、博物館資料又は博物館の施設、附属設備若しくは備付けの器具を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及びその理由を教育委員会に届け出て、その指示を受けなければならないこととした。(第19条関係)
- (19) 教育委員会は、資料の寄贈又は寄託を受けることができることとした。(第20条関係)
- (20) 寄託を受けた博物館資料の管理については、市の所有する博物館資料に準ずるものとする等とした。(第21条関係)
- (21) 博物館資料の寄贈又は寄託に係る費用は、寄贈者又は寄託者の負担とすること等とした。(第22条関係)
- (22) 寄託を受けた博物館資料が災害その他の教育委員会の責めに帰することのできない理由により汚損し、破損し、又は滅失した場合においては、教育委員会は、損害賠償の責めを負わないこととした。(第23条関係)
- (23) この規則に定めるもののほか、博物館の管理に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることとした。(第24条関係)
- (24) この規則は、令和4年7月30日から施行することとした。

茅ヶ崎市博物館協議会規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市博物館条例に基づき設置された茅ヶ崎市博物館協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市博物館条例（令和４年茅ヶ崎市条例第 号）第１６条第６項

3 規則の概要

- (1) 茅ヶ崎市博物館協議会（以下「協議会」という。）に会長を置き、委員の互選により定めること等とした。（第２条関係）
- (2) 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となること等とした。（第３条関係）
- (3) 協議会は、その任務を行うため必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができることとした。（第４条関係）
- (4) この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めることとした。（第５条関係）
- (5) この規則は、令和４年７月３０日から施行することとした。

茅ヶ崎市文化資料館条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

茅ヶ崎市文化資料館の廃止に伴い、施設の名称及び設置の目的を改める等のため提案する。

2 根拠法規

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項

3 条例の概要

- (1) 施設の名称を茅ヶ崎市民俗資料館とし、これを郷土の文化的資料を展示する施設とすることとした。（第2条関係）
- (2) 規定を整備することとした。（題名、第1条、第4条、第7条、第10条から第12条まで関係）
- (3) この条例は、令和4年7月30日から施行することとした。

改 正 後

茅ヶ崎市民俗資料館条例
(趣旨)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市民俗資料館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 郷土の文化的 _____ 資料を _____ 展示することにより市民の郷土愛と郷土文化の向上を図るため茅ヶ崎市民俗資料館（以下「資料館」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

<u>名称</u>	<u>位置</u>
<u>旧三橋家住宅</u>	<u>茅ヶ崎市堤4318番地</u>
<u>旧和田家住宅</u>	<u>茅ヶ崎市堤3882番地</u>
<u>旧藤間家住宅</u>	<u>茅ヶ崎市柳島二丁目6番30号</u>

(撮影等の承認等)

第4条 資料館に _____ 展示されている文化的資料 _____ (以下「文化的資料」という。)について、撮影、模写、模造又は熟覧(以下「撮影等」という。)をしようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により撮影等の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。

(1) 文化的資料 の保全上支障があると認められるとき。

(2) _____

↳ 略

(4) _____

3 教育委員会は、第1項に規定する承認をす

改 正 前

茅ヶ崎市文化資料館条例
(趣旨)

第1条 この条例は、茅ヶ崎市文化資料館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 文化的又は自然誌的郷土の資料を調査し、収集し、研究し、保管し、及び展示することにより市民の郷土愛と郷土文化の向上を図るため茅ヶ崎市文化資料館（以下「資料館」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

<u>名称</u>	<u>位置</u>
<u>茅ヶ崎市文化資料館</u>	<u>茅ヶ崎市中海岸二丁目2番18号</u>
<u>茅ヶ崎市民俗資料館（旧三橋家住宅）</u>	<u>茅ヶ崎市堤4318番</u>
<u>茅ヶ崎市民俗資料館（旧和田家住宅）</u>	<u>茅ヶ崎市堤3882番</u>
<u>茅ヶ崎市民俗資料館（旧藤間家住宅）</u>	<u>茅ヶ崎市柳島二丁目6番30号</u>

(撮影等の承認等)

第4条 資料館に保管され、又は展示されている文化的又は自然誌的資料（以下「文化的資料等」という。）について、撮影、模写、模造又は熟覧（以下「撮影等」という。）をしようとする者は、教育委員会の承認を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により撮影等の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、同項の承認をしないことができる。

(1) 文化的資料等の保全上支障があると認められるとき。

(2) _____

↳ 略

(4) _____

3 教育委員会は、第1項に規定する承認をす

る場合において、文化的資料の保全上及び資料館の管理上必要な条件を付することができる。

(目的以外の撮影等の禁止)

第7条 撮影者は、承認を受けた目的以外の目的で文化的資料の撮影等をし、又は撮影等の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 撮影者は、文化的資料の撮影等を終了したとき又は第6条の規定により撮影等の承認を取り消され、又は撮影等を制限され、若しくは撮影等を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 撮影者及び入館者は、資料館の施設等又は文化的資料を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第12条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 略

(2) 資料館の施設等及び文化的資料を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 略

る場合において、文化的資料等の保全上及び資料館の管理上必要な条件を付することができる。

(目的以外の撮影等の禁止)

第7条 撮影者は、承認を受けた目的以外の目的で文化的資料等の撮影等をし、又は撮影等の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(原状回復の義務)

第10条 撮影者は、文化的資料等の撮影等を終了したとき又は第6条の規定により撮影等の承認を取り消され、又は撮影等を制限され、若しくは撮影等を中止されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会が原状に回復しないことを承認したときは、この限りでない。

(損害賠償)

第11条 撮影者及び入館者は、資料館の施設等又は文化的資料等を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の指示に従い、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(入館の制限等)

第12条 教育委員会は、入館者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 略

(2) 資料館の施設等及び文化的資料等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 略

茅ヶ崎市文化資料館条例の一部を改正する条例参照条文

○地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

「報告第13号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和元年9月18日 午前1時頃
 事故発生場所 茅ヶ崎市赤羽根4009番地先
 事故当事者 相手方 市外在住の女性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和元年 9月18日 相手方より事故発生の連絡を受ける。
 令和元年 9月18日 車両損傷事故発生について損害保険ジャパン株式会
 社に電話にて連絡する。
 令和元年 9月20日 損害保険ジャパン株式会社に「道路賠償責任保険」
 の事故報告を提出する。
 令和4年 6月 8日 専決処分（示談の締結）をする。

和解内容

区 分	茅 ヶ 崎 市	相 手 方
損 害 額		373,890円
(算出内訳)		(修理費) 373,890円
過 失 割 合	60%	40%
賠償額	224,334円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 373,890円×60% = 224,334円	

「報告第14号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和4年3月16日 午後3時頃
 事故発生場所 茅ヶ崎市高田五丁目6番32号地先
 事故当事者 相手方 市内在住の男性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和4年 3月16日 相手方より事故発生の連絡を受ける。

令和4年 3月16日 車両損傷事故発生について損害保険ジャパン株式会
社に電話にて連絡する。

令和4年 3月16日 損害保険ジャパン株式会社に「道路賠償責任保険」
の事故報告を提出する。

令和4年 6月10日 専決処分（示談の締結）をする。

和解内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		44,000円
(算出内訳)		(修理費) 44,000円
過失割合	100%	0%
賠償額	44,000円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 44,000円×100% = 44,000円	

